

熊本県告示第 1083 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 15 年 11 月 7 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 11 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	和 仁 山 鹿 線	山鹿市大字平山字後嶽 1875 番 5 地先から 同 所 字蓮池 718 番 5 地先まで	前	8.2 ～ 13.5	129.7	2 4 条 工 事
			後	10.0 ～ 15.0	129.7	

2 区域変更する期日 平成 15 年 11 月 7 日

熊本県告示第 1084 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 15 年 11 月 7 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 11 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	荒 尾 南 関 線	荒尾市大字万田区字真名部 1428 番 2 地先から 荒尾市大字原万田字妙見 311 番 31 地先まで	前	6.6 ～ 13.0	1,034.7	緊 道 整
			後	6.6 ～ 13.0	1,034.7	
		荒尾市大字万田字口ノ坪 892 番 1 地先から 荒尾市大字原万田字妙見 311 番 31 地先まで	後	16.0 ～ 60.4	1,085.0	

2 区域変更する期日 平成 15 年 11 月 7 日

熊本県告示第 1085 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 15 年 11 月 7 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 11 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子